

2-1. 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案について

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
 - ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
(①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
 - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
 - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- 2019年10月1日

6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう、周知徹底

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限り、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

平成31年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

子ども・子育て支援新制度の概要

※下線部分が今回の法律案による改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子どものための教育・保育給付
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模
保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方
裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付
(第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設
預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>
(第7条第10項第2号)

特別支援学校
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等
(第7条第10項第4号、6号～8号)

・認可外保育施設
・一時預かり事業
・病児保育事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象(第7条第10項第1号)

地域子ども・子育て
支援事業(第4章)

地域の実情に応じた
子育て支援

・利用者支援事業
・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業
・養育支援訪問事業等
・子育て短期支援事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

・延長保育事業
・病児保育事業
・放課後児童クラブ

・妊婦健診
・実費徴収に係る補足給付を行う事業
(幼稚園<未移行>における
低所得者世帯等の子ども
の食材費(副食費)に対する
助成(第59条第3号ロ))
・多様な事業者の参入促進・
能力活用事業

仕事・子育て両立支
援事業(第4章の2)

仕事と子育ての
両立支援

・企業主導型保育
事業
⇒事業所内保育を主
軸とした企業主導型
の多様な就労形態
に対応した保育
サービスの拡大を
支援(整備費、運営
費の助成)

・企業主導型ベビー
シッター利用者支
援事業
⇒繁忙期の残業や
夜勤等の多様な働
き方をしている労働
者が、低廉な価格
でベビーシッター派
遣サービスを利用
できるよう支援

市町村主体

国主体

子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

※下線部分が今回の法律案による改正部分

- 子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。
- 平成31年度における無償化の実施に要する費用について、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する(交付税特会で経理。附則第15条)。

子ども・子育て支援給付(第8条)

児童手当等交付金(第8条、第2章第2節)

児童手当法等に基づく児童手当等の給付
【国:2/3、都道府県:1/6、市町村:1/6等】

子どものための教育・保育給付(第8条、第2章第3節、第3章第1節)

教育・保育給付認定子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4等】

- ・施設型給付費・幼稚園、保育所、認定こども園
※公立幼稚園・保育所は市町村10/10
- ・地域型保育給付費・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付(第8条、第2章第4節、第3章第2節)

施設等利用給付認定子どもが幼稚園(未移行)、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4】

・施設等利用費・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

子ども・子育て支援交付金(第4章)

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)、病児保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成)等の地域子ども・子育て支援事業【国:1/3、都道府県:1/3、市町村:1/3】

仕事・子育て両立支援事業(第4章の2)

- ・企業主導型保育事業【国10/10(事業主拠出金を原資)】
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【国10/10(事業主拠出金を原資)】

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

＜国から都道府県・市町村への資金交付のイメージ＞

